平成２４年（フ）第７６号
栃木県小山市大字雨ケ谷142番地４　雇用促進住宅１棟405号
債務者　新村　理恵
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第８２号
栃木県栃木市大平町川連383番地２
債務者　寺崎　祥久
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１５９９号
神奈川県大和市中央３丁目９番32―201号
債務者　伊藤　　彰
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０１号
横浜市西区浅間台92番地２　ニットーコーポ浅間台１号館103号
債務者　江口　達朗
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１６号
神奈川県大和市上草柳６丁目７番６号
債務者　稲葉　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３５号
東京都府中市本宿町２丁目19番地の32ＹＴハイム201号
債務者　土屋　大地
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７４９号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート33―301
債務者　柴田　安二
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７５０号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート33―301
債務者　柴田　真弓
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８１２号
東京都小平市鈴木町１丁目499番地の５小川ビル301号
債務者　太田　龍夫
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８２１号
東京都小金井市東町４丁目22番９号クリエートビル403
債務者　内山　直美
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０００号
大阪府茨木市郡４丁目４番10号
債務者　吉田　文代
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９０号
横浜市鶴見区駒岡１丁目27番16号　ＡＩビル302号
債務者　福田　貴大
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７号
愛知県豊橋市新栄町字新田中74番地２　２―102
債務者　吉村　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２４４号
岡山市中区関416番地19
債務者　岩瀬　栄二
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８１号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目14番地11　ハイツ月山201号
債務者　峯崎　伸一
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部